

書面添付制度の手引 (実践編)

令和6年11月

 日本税理士会連合会

業 務 対 策 部

はじめに

書面添付制度は税理士法第33条の2の書面添付制度と同法35条の意見聴取制度を併せた総称であり、実務では添付書面を作成し、申告書に添付することからスタートします。

作成する添付書面はその制度の趣旨から、税理士が作成した申告書について、その作成した税理士がどのような項目について、どの資料を、どの程度確認して、どのように検討・判断・調整したのかを記載する必要があります。

そこで、本編は税理士法第33条の2の書面添付制度における添付書面を作成するにあたり、その制度の趣旨に沿った記載内容の添付書面を作成するために参考となるよう実践編としてまとめました。

国税庁の書面添付制度に関する事務運営指針には、「書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、添付書面の記載事項がその趣旨にかなったものと認められる場合には、実地調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。」とされています。

この書面添付制度の趣旨にかなった添付書面の考え方の指針として、日本税理士会連合会では「添付書面作成基準（指針）」を公表し、その作成基準に沿った添付書面の作成の必要性を示しています。

書面添付制度の中で重要な位置づけとなる意見聴取制度を充実したものにするためには、まず添付書面の記載内容を充実したものにする必要があります。添付書面が記載不備や形式的な記載内容であれば、その後の意見聴取も形式的になり、実地調査の要否の判断に活用されないこととなります。

これまで日本税理士会連合会では「添付書面作成基準（指針）」をさらに補足する資料として「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好でない記載事例集」を作成し、公表してきましたが、今回の実践編を作成するにあたり、この事例集を本編に取り込む形で加筆、改訂いたしました。

書面添付制度の手引は令和6年2月に公表しました「制度概要・解説編」と今回の「実践編」の2部構成となっております。

会員の皆様が書面添付制度の添付書面を作成するにあたり、制度の趣旨に沿った記載内容の充実した添付書面となりますよう参考にしていただければ幸いです。

【用語の定義】

本書では、下記の用語について、原則として次のように定義して用いています。

本法・法	……………	税理士法
政令・令	……………	税理士法施行令
省令・規	……………	税理士法施行規則
書面添付制度	……………	法第 33 条の 2 に規定する制度
添付書面	……………	法第 33 条の 2 に規定する書面
意見聴取制度	……………	法第 35 条に規定する制度
意見聴取	……………	法第 35 条に規定する意見の聴取
税務代理権限証書	………	法第 30 条に規定する書面
申告書	……………	書面添付制度の対象となる申告書

※ 添付書面及び税務代理権限証書を作成し提出できる者は、税理士法人も可能であるところから、本来、「税理士又は税理士法人」として記載すべきですが、記述が煩雑になるため、単に「税理士」として記載した部分もあります。

目次

第1	書面添付制度について	5
1.	書面添付制度の概要	5
2.	書面添付制度による効果	5
	(1) 税理士事務所にとって	5
	(2) 関与先企業にとって	5
	(3) 意見聴取制度（法第35条）について	6
3.	質の高い書面添付とは	6
4.	書面添付制度のフロー図	7
5.	国税庁の書面添付制度に対する取組について	8
	○書面添付制度の推進	8
第2	添付書面の記載の仕方	9
1.	添付書面記載の基本事項	9
	(1) 「税理士又は税理士法人」欄、「書面作成に係る税理士」欄	9
	(2) 「税務代理権限証書の提出」欄	11
	(3) 「依頼者」欄	11
	(4) 「1 提示を受けた帳簿書類（資：書類等）に関する事項」欄	11
	(5) 「2 自ら作成記入した帳簿書類（資：書類等）に関する事項」欄	12
2.	法人税記載事例	13
	○法人税における「3 計算し、整理した主な事項」の(1)の区分別記載事例	17
3.	消費税記載事例	18
4.	所得税記載事例	21
	○所得税における「3 計算し、整理した主な事項」の(1)の区分別記載事例	24
5.	相続税記載事例	26
	○相続税における「3 計算し、整理した主な事項」の(1)の区分別記載事例	29
6.	相続税チェックシートの位置づけ	32
	○税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート（相続税）を添付する場合の記載 例	33
7.	令和6年4月より取扱いが変更された内容について	35
第3	記載内容が良好ではない添付書面とは	37
1.	国税庁事務運営指針（令和6年3月改正）による添付書面の考え方	37
	(1) 添付書面と認められないもの（税理士法第33条の2に規定する書面とは認められ ず、意見聴取も行われない）	37
	(2) 記載内容が良好でなく、不備があるもの（調査省略の場合の「意見聴取結果につ いてのお知らせ」を文書で送付せず、口頭（電話）で意見聴取結果を税理士に連 絡する。）	37
2.	添付書面全体に共通する良好ではない添付書面の記載	37
3.	記載内容が良好ではない添付書面の記載事例	38
第4	関係資料	42
	税理士制度のQ&A「4 書面添付・意見聴取制度」（抜粋）	42

第1 書面添付制度について

1. 書面添付制度の概要

税務の専門家である税理士を取り巻く環境は、税制の複雑化や取引の国際化によって、急速に変化してきています。税理士制度もそれに追随すべく、幾度もの制度改正をしてきました。そのことは、税理士業務を多様化させ、税理士のビジネス・チャンスを増加させましたが、一方で、税理士の抱える問題を増幅させました。税理士は、税理士法で規定されている権利において、その問題を解決し、付随するリスクを適切に管理し、軽減する必要があります。他方、税理士は、独立した公正な立場で申告納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命をもっています。この税理士の使命や役割を考えると、税務の専門家として納税者の信頼にこたえること、また、税理士の公共的使命を全うすることの二面性を調和しながら、直面する問題を解決する方法の検討が必要です。こうした観点からも、法第33条の2に規定する書面添付制度が注目されており、添付書面の記載内容の充実と、意見聴取制度の運用の充実が、求められております。

書面添付制度とは、税理士・税理士法人（以下「税理士等」という）が作成した申告書について、どのような項目について、どの資料を、どの程度確認して、どのように検討・判断・調整したのかを記載した書面を添付するものです。さらに、相談を受けた事項等も記載します。書面添付はあくまでも税理士の権利により提出するもので、その責任は税理士にあります。

2. 書面添付制度による効果

この制度は、税理士が税務の専門家として計算等した事項を記載した書面を作成し、国税当局が当該書面を尊重することにより税務執行の円滑化等を図るという趣旨があり、質の高い書面添付を実践することによって、次のような効果が期待されます。

（1）税理士事務所にとって

- ① 法第1条にある税理士の使命の完遂につながる
- ② 事務所の業務品質向上に役立つ
- ③ 関与先との信頼関係の強化に役立つ
- ④ 税理士の責任の範囲を明確化することができる
- ⑤ 税理士の社会的信用及び地位の向上に資する

（2）関与先企業にとって

- ① 申告書類の信頼性の向上につながる
(国税当局が書面を尊重することとなっているため、税務執行の円滑化等に資することになり申告書類の信頼性の向上につながる)
- ② 税務コンプライアンスの向上
(書面添付をすることにより、税務コンプライアンスの維持・向上が図られている企業であると社会からの評価の向上に役立つ)
- ③ 税務調査の省略や効率化が期待できる

(3) 意見聴取制度（法第 35 条）について

- ① 実地調査前に意見聴取の機会があるため、意見聴取段階で疑問点が解消された場合には、実地調査に至らない場合もあります。
- ② 意見聴取における質疑等のみを基因して提出した修正申告書については、調査通知前であれば加算税が賦課されることはありません。

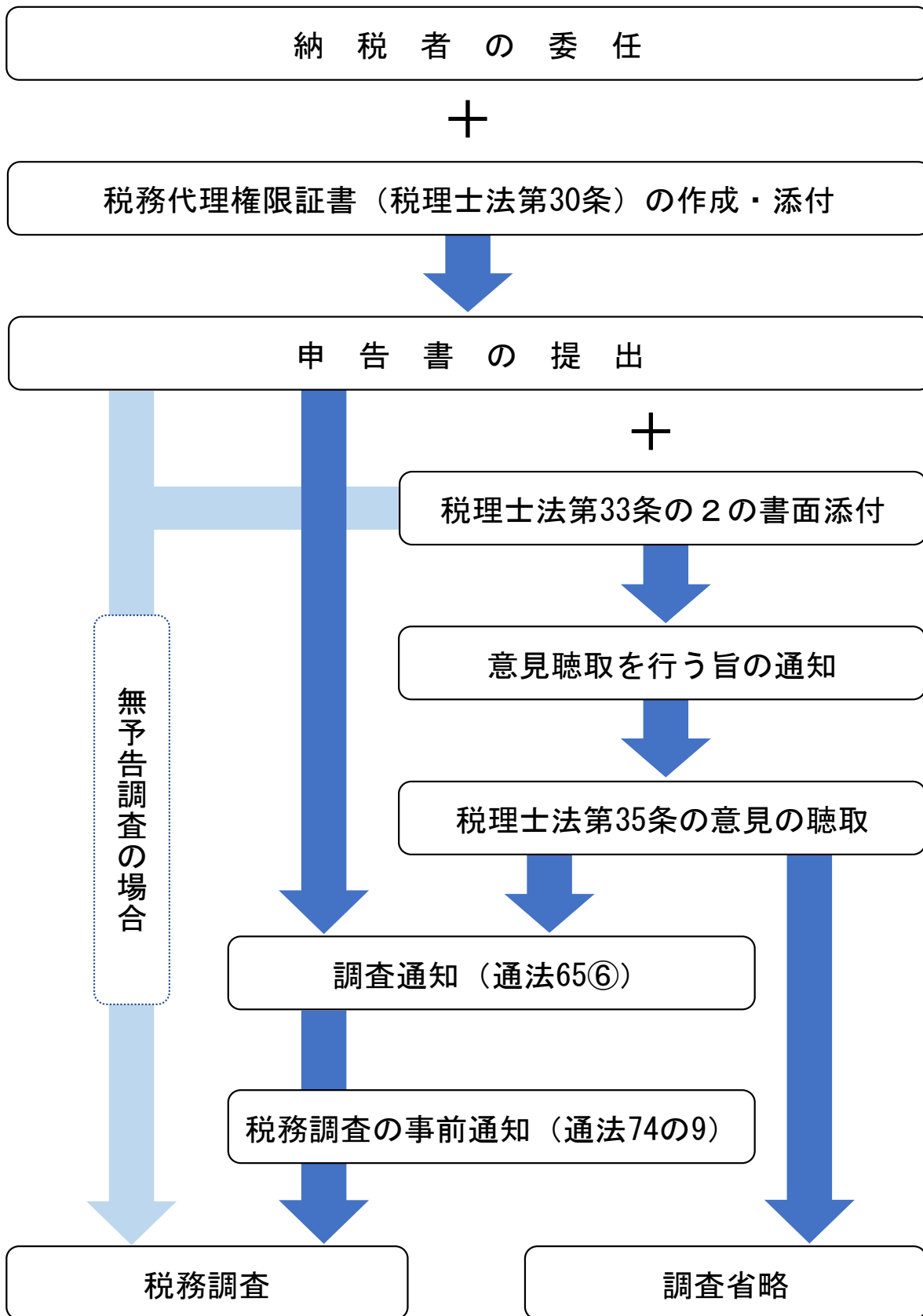
3. 質の高い書面添付とは

基本的に以下の 2 つの要件を満たす必要があります。

- ① 正しい決算に基づいた適正な申告であること
- ② 添付書面の記載内容が充実していること

上記 2 のように書面添付制度は数多くの効果があります。もちろんその実践の前提としては「正しい決算」が必要となりますので、書面を添付するに当たり、納税者の適正な納税意識や本制度への十分な理解、税理士との信頼関係などが必須であり、これらの条件を満たすよう納税者に理解を求めることが必要です。

4. 書面添付制度のフロー図



※「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の3項目の通知をいいます。

5. 国税庁の書面添付制度に対する取組について

○書面添付制度の推進

～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、申告書の作成に関して計算や相談した事項を記載した書面（以下「添付書面」といいます。）を税理士等が申告書に添付することができるというものです。

添付書面が添付されている申告書を提出した納税者に対してあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないこととされています。

国税庁では、添付書面について、その記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、本制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。（「国税庁レポート 2023」から引用）

第2 添付書面の記載の仕方

1. 添付書面記載の基本事項

(1) 「税理士又は税理士法人」欄、「書面作成に係る税理士」欄

この欄は申告受任、添付書面をどのような身分の税理士が作成したのかによって記載の仕方が異なります。税理士法上において必ずしも記載が求められていない所もありますが、身分及び責任の所在を明らかにするために、以下の記載例のような記載が望ましいと考えられます。

① 開業税理士の場合

【申告受任：開業税理士、添付書面作成：開業税理士】

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	開業税理士の氏名
	事務所の所在地	開業税理士の事務所所在地 電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏名	開業税理士の氏名
	事務所の所在地	開業税理士の事務所所在地 電話（ ） -
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 XXXXX 号

【申告受任：開業税理士、添付書面作成：所属税理士】

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	開業税理士の氏名
	事務所の所在地	開業税理士の事務所所在地 電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏名	開業税理士事務所名＋「所属税理士」＋所属税理士の氏名
	事務所の所在地	所属税理士の事務所所在地（開業税理士と同じ所在地） 電話（ ） -
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 00000 号

【申告受任：所属税理士、添付書面作成：所属税理士】

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	開業税理士事務所名＋「所属税理士」＋所属税理士の氏名
	事務所の所在地	所属税理士の事務所所在地（開業税理士と同じ所在地） 電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏名	開業税理士事務所名＋「所属税理士」 ＋所属税理士の氏名＋「直接受任」
	事務所の所在地	所属税理士の事務所所在地（開業税理士と同じ所在地） 電話（ ） -
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 00000 号

② 税理士法人の場合

【申告受任：税理士法人、添付書面作成：社員税理士】

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人名
	事務所の所在地	税理士法人の事務所所在地 電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏名	社員税理士の氏名
	事務所の所在地	書面作成に係る社員税理士が税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地（税理士法人の従たる事務所に所属している場合は当該従たる事務所の所在地）
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 XXXXX 号

【申告受任：税理士法人、添付書面作成：所属税理士】

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人名
	事務所の所在地	税理士法人の事務所所在地 電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏名	税理士法人名 + 「所属税理士」 + 所属税理士の氏名
	事務所の所在地	所属税理士が所属する税理士法人の事務所所在地（税理士法人の従たる事務所に所属している場合は当該従たる事務所の所在地）
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 00000 号

【申告受任：所属税理士、添付書面作成：所属税理士】

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人名 + 「所属税理士」 + 所属税理士の氏名
	事務所の所在地	所属税理士の事務所所在地（所属税理士が所属する税理士法人の事務所所在地と同じ） 電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏名	税理士法人名 + 「所属税理士」 + 所属税理士の氏名 + 「直接受任」
	事務所の所在地	所属税理士の事務所所在地（所属税理士が所属する税理士法人の事務所所在地と同じ）
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 00000 号

(2) 「税務代理権限証書の提出」欄

この書面を添付する申告書の納税者に係る法第 30 条に規定する書面（税務代理権限証書）の提出の有無を記載します。

税務調査前の意見聴取は、税務代理権限証書を提出した税理士等に対して行われますので、基本的には有を選択し、カッコ内に税目等を記載します。

税務代理権限証書の提出	① (× × 税) ・ 無
-------------	---------------------------

(3) 「依頼者」欄

この書面を添付する申告書の納税者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地、電話番号を記載します。

依 頼 者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	電話 () -

なお、相続税の場合で一の申告書に納税者（依頼者）が複数いる場合は、1名の氏名、住所、電話番号を「依頼者」欄に記載し、残りの納税者（依頼者）は「6 その他」欄に記載します。

【記載例】

6 その他									
依頼者他 3 名	〇〇	〇〇	住所	△△△△△△△△	電話番号	×××-×××-××××			
			住所	△△△△△△△△	電話番号	×××-×××-××××			
			住所	△△△△△△△△	電話番号	×××-×××-××××			

(4) 「1 提示を受けた帳簿書類（資：書類等）に関する事項」欄

【法人税の例】

1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	
帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称
現金出納帳、会計日記帳、預金通帳、当座照合表、給与台帳、請求書綴、領収書綴、納品書綴、売掛帳、買掛帳、借入関係書類、レジペーパー、日計表	<p>特になし</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red;"> <p>申告書の作成には関係なかったが、提示を受けたものを記載する。なければ「特になし」</p> </div>

【相続税の例】

1 提示を受けた書類等に関する事項	
書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等
戸籍謄本（法定相続情報一覧図の写し）、固定資産税評価明細書、公図、住宅地図、預貯金残高証明書、借入金残高証明書、預貯金通帳、定期預金証書、生命保険金支払通知書、生命保険契約に係る解約返戻金証明書、損害保険契約解約返戻金証明書、葬儀費用の請求明細書、各種租税公課通知書、その他債務の領収書等、(株)〇〇の関係帳簿等（株主台帳、議事録、決算書、内訳書、法人税申告書）、遺産分割協議書、印鑑証明書、マイナンバーカード等	相続人の過去の贈与税申告書、相続人等家族の預貯金通帳、被相続人の生前の所得税申告書 申告書の作成には関係なかったが、提示を受けたものを記載する。上記記載例の書類で申告書の作成に当たって関係があった場合には、この欄ではなく左記の欄に記載する。なければ「特になし」

(5) 「2 自ら作成記入した帳簿書類（資：書類等）に関する事項」欄

【法人税の例】

2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	
帳簿書類の名称※1	作成記入の基礎となった書類等※2
仕訳帳、総勘定元帳、貸借対照表、損益計算書、製造原価計算書、株主資本等変動計算書、注記表、勘定科目内訳書、法人税事業概況説明書	「上記1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」の左欄に記載した帳簿書類と同じ。

【相続税の例】

2 自ら作成記入した書類等に関する事項	
書類等の名称※1	作成記入の基礎となった書類等※2
土地の評価明細書、上場株式の評価明細書、一般動産の評価明細書、取引相場のない株式評価明細書	「上記1 提示を受けた書類等に関する事項」の左欄に記載した書類等と同じ

※1 「帳簿書類の名称」・「書類等の名称」について

申告書の作成に当たって自ら作成記入した帳簿書類等の名称を記載する。

※2 「作成記入の基礎となった書類等」について

左記の税理士自らが作成記入した帳簿書類の基礎となった書類等を記載する。

「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」に記載した帳簿書類のうち該当するものを記載する。上記のような記載方法でも可能。

2. 法人税記載事例

3 計算し、整理した主な事項		
区分	事項	備考
(1) 製品売上高	収益計上基準は検収基準であることを確認し、売上が検収通知により、適正に計上されているか確認した。	請求書控、検収通知書、売上帳、注文書
	収益計上基準（例えば、引渡し基準か検収基準等）をしっかりと確認します。また売上、仕掛品、在庫の計上が適正にされているかを確認した書類も明記します。	
	給与・源泉徴収	賃金台帳、源泉納付書、扶養控除申告書より確認
	人員の实在性を確認するため、作業日報や、タイムカードの確認も、必要に応じて検討します。	
仕掛品、製品、原材料	製造工程に投入されていない原材料を棚卸表により確認し、完成し未販売の製品については在庫表を確認した。仕掛品については間接費を製造工程の進捗状況に応じて配賦した。	棚卸表、在庫表
	棚卸資産がある場合には、その確認状況を記載することが重要。仕掛品は間接費等の検討内容も記載します。	
修繕費※	修繕費については、資本的支出に該当しないかを請求書又は、現場の確認を通して、明らかな原状回復費用であることを確認し、修繕費として処理した。	請求書、領収書
外注費※	関係書類から請求内容を把握し、翌期分の外注費が当期に計上されていないことを確認した。	請求書、領収書、作業工程表
支払保険料※	証券で契約内容を検討し、積立部分と掛捨て部分が正しく処理されていることを確認した。	保険証券より確認
	※ 修繕費、外注費、支払保険料について 経理処理の誤りやすい事項について検討したことを個別・具体的に記載します。	

(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 重要科目や増減の大きい科目の増減理由を明確に具体的に記載します。 </div>	
(2)	<p>売上高の増加と粗利益率の上昇</p> <p>年間を通じて大口取引先B社の設備投資意欲が高かったことから、前期より売上高が約 5,000 万円増加した。また、売上単価の引上げにより粗利益率も上昇した。</p>
	<p>労務費の増加</p> <p>前期比 3,000 万円増加しているが、生産量増加に対応するため人員を増加したものの 1,500 万円、製品検査の充実を図るためアルバイト採用した結果雑給 1,000 万円、賞与の 200 万円の増加が主たる要因である。</p>
	<p>外注費の減少</p> <p>人員増加により〇〇社への外注が約 800 万円減少したこと等による。</p>
	<p>役員借入金の増加</p> <p>売掛入金の一部遅れによる資金手当てのため、代表者個人定期積立金を取り崩して対処したためである。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; margin-top: 10px;"> B/S 項目では役員借入金の増加要因と資金出所の状況について、検討・確認したことを記載します。 </div>
(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由
(3)	<p>収益の計上基準</p> <p>主要取扱製品が、得意先の検収を受けなければ請求できないため、売上の計上基準について当期より出荷基準から検収基準に変更した。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; margin-top: 10px;"> 変更理由を明確に分かりやすく記載します。 </div>
	<p>消費税の経理処理</p> <p>当期より消費税について本則課税によることとなったため、消費税の経理を税込経理から税抜経理に変更した。</p>

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
決算賞与の未払計上について	<p>今期業績好調につき決算賞与の支給をしたい旨の相談があり、全ての従業員に対して決算期末までに各人別に支給額を通知することなど税務上の取扱いについて説明した。未払賞与については、決算期末までに支給額を確定・通知して翌月全額支給しており、適正に処理していることを確認した。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">相談内容、回答要旨のみならず、申告書への反映状況についても記載します。</p>
債務免除益	<p>(株)Aに対する買掛債務について、(株)Aより債権放棄の通知があり、その税務上の取扱い、処理について相談を受けた。債権放棄を受けた場合、債務免除益として益金に計上すること、債権放棄通知書、議事録等の書類の保存等、税務上の取扱いについて説明し、適正に処理されていることを確認した。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">債務免除益計上に係る具体的な相談内容が記載されており、調査省略等の参考になるものと思われます。</p>
5 総合所見	
<p>以上検討の結果、提示を受けた帳簿書類の範囲において、法人の記帳は事実に基づいて行われ、申告書も法令の規定に則して作成しています。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 10px;">申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載します。この「総合所見」欄に下記の「6 その他」欄に記載した内容を合わせた方が記載しやすい場合はまとめてこの「総合所見」欄に記載しても構いません。その場合の「6 その他」欄は空白でも構いません。</p>	

6 その他

当社は、内部統制が行き届いており、経費の使用に当たっては厳重なチェックが行われています。代表者は、誠実に経理に当たっており、常に健全経営を心掛けています。

内部統制の状況、経営者の誠実性等を記載します。

毎月の訪問時等に取引内容をチェックし、仕訳の誤りがあればその都度指導し、修正させています。また、決算に当たっては、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について検討しました。

税理士が行う帳簿書類等の確認状況（頻度、内容）を記載します。

また以前、税務調査を受けて、雑収入の計上もれや現金管理の問題点等を指摘されたことに対し謙虚に反省し、当事務所の指導にも誠実に対応しており、改善努力が見られます。

税務調査を受けての改善状況等を記載することにより、税務に関して前向きであるとの印象を与えることになります。

○「5 総合所見」欄と「6 その他」欄の記載について

「その他」欄は、1 から 5 までの各欄に記載した事項以外で他に記載すべき事項があれば記載することとなっており、各税目のその他欄で掲げている内容を「総合所見」欄で記載した場合には重複して記載しなくて良い。また、何も記載すべき事項がない場合には空欄でも差し支えない。【添付書面作成基準（指針）より】

○法人税における「3 計算し、整理した主な事項」の(1)の区分別記載事例

3 計算し、整理した主な事項		
区 分	事 項	備 考
貸倒損失	回収状況が悪化している得意先について、会社更生法の更生計画認可の決定が期中にあったため、当該決定により切り捨てられる金額を計上していることを確認した。	更生計画認可決定通知書
雑収入 (作業屑)	作業屑発生について確認したところ、製造工程から一定の発生があり、処分事業者からの収入を領収書により確認し、適正に雑収入に計上していることを確認した。	領収書控、委託業者からの計算書
役員報酬 (事前確定届出給与)	役員報酬の事前確定届出給与について、提出期限内に届出書が提出されており、届出書に記載された通りに支給されていることを確認した。	事前確定届出給与に関する届出書、株主総会議事録、源泉徴収簿
交際費 (飲食費)	交際費のうち、飲食費1万円以下のものについて要件となる項目を記載した帳簿が適正に作成されていることを確認した。	請求書、領収書、作成帳簿
機械装置	期中に取得した機械装置(××××)について請求書、見積書により内容を確認し、業務日報により事業供用日を確認している。	請求書、見積書、業務日報
法人税特別控除 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除)	期中に取得したトラックミキサーについて法人税の特別控除の対象となる車両運搬具に該当するかどうかについて、自動車検査証を確認し要件を満たしていること及び実際に貨物の運送の用に供していることを確認している。	車両注文書、請求書、自動車検査証
記載する項目は決算書の勘定科目だけでなく、申告にあたって適用した特別控除などに関しても記載します。		

3. 消費税記載事例

3 計算し、整理した主な事項			
区 分	事 項	備 考	
(1)	課税売上高	<p>売上高、雑収入、固定資産売却のすべての取引について、課税売上・非課税売上の該当を確かめ、勘定科目別消費税集計表を作成した。</p> <p>申告書の課税標準額をどのような書類で確認し、計算したかを記載します。</p>	<p>会計日記帳兼証憑書綴 売上請求書控 勘定科目別消費税集計表</p>
	課税区分	<p>仕訳ごとに、課税（10%・8%）・非課税・不課税の区分を確認し、決算時に証憑書類等から再度確認を行った。</p> <p>課税区分、税率区分の確認をどのようにしたかを記載します。</p>	<p>領収書、請求書、契約書等</p>
	仕入控除税額の計算方法	<p>当期の課税売上高が5億円を超えたため、仕入控除税額の計算方法は個別対応方式を選択しており、個々の取引について請求書、領収書により適正に区分されていることを確認した。</p> <p>仕入控除税額の計算方法で個別対応方式を選択した場合は、区分の確認内容について記載します。</p>	<p>領収書、請求書、契約書等</p>
	課税仕入	<p>すべての取引について、課税仕入れ該当の可否を確かめ、作成した勘定科目別消費税集計表（課税仕入れ等）と決算書を突合した。</p> <p>課税仕入の確認内容を記載します。この欄で課税仕入の項目の一般的な内容は記載しているが、特記すべきものがあれば、下記のように別に記載する。</p>	<p>会計日記帳兼証憑書綴 仕入請求書 勘定科目別消費税集計表</p>
	仕入税額控除	<p>福利厚生費、地代家賃、接待交際費、諸会費、支払手数料、雑費は非課税・不課税取引が混在しており、取引内容を確認し可否区分判定している。</p> <p>請求書・領収書</p>	<p>請求書・領収書</p>
	仕入税額控除	<p>期中に購入した機械(〇〇〇〇)については、現物を確認し、請求書等により引渡を受けた日、金額等について確認し、控除対象仕入税額としている。</p> <p>請求書、納品書</p>	<p>請求書、納品書</p>

	仕入税額控除 (旧税率)	旧8%の税率のリース料があるため、契約内容について契約書により確認した。	契約書綴
	仕入税額控除 (軽減税率)	軽減税率に該当する取引があるため、内容について証憑書類等から確認した。	領収書、請求書、契約書等
	仕入税額控除 (軽油取引税)	軽油代について、領収書等により内容を確認し、軽油取引税が不課税となっていることを確認した。	領収書、請求書等
	仕入税額控除 (適格請求書発 行事業者)	仕入税額控除に係る適格請求書発行事業者については、適格請求書等により登録番号の有無を確認した。	領収書、請求書、契約書等
		適格請求書発行事業者に該当するかどうかの確認状況について記載する。	
	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(2)	課税売上高の増加	営業部を強化したことにより、取引先が増加した結果、当期の商品売上高が5,000万円増加し、課税売上高が増加した。	
	課税仕入れの増加	期中に設備更新のための機械装置(約1億円の溶接システム)の購入があったことから、還付申告となっている。資産購入に係る見積書、注文書、契約書等の書類を確認し、当期中に引き渡しを受けたことを確認している。 <div style="border: 2px solid red; color: red; padding: 5px;">高額の資産購入があった場合には、その内容の詳細を記載する。(特に還付申告の場合)</div>	
	(1)のうち会計処理方法 に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
(3)	特になし		

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
適格請求書発行事業者以外の取引先の消費税について	<p>外注先の中に適格請求書発行事業者の登録をしていない事業者がいるが消費税の計算はどのようになるのかについての相談があり、基本的には仕入税額控除が出来ないが経過措置としての取り扱いがあることを説明した。</p> <p>申告にあたり、外注費の中に該当するものがあつたが、適正に処理していることを確認した。</p>
課税対象の判定	<p>外国で行った役務提供について日本の〇〇社に請求をする際の消費税の取り扱いについて相談があり、検討した結果、国外取引であるので消費税の課税対象外となる旨を説明した。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">相談に応じた事項を個別具体的に記載します。</p>
5 総合所見	
<p>仕入税額控除の要件である帳簿及び請求書の保存状況及び適格請求書発行事業者登録番号の有無の確認、経理処理も適正に行われており、申告書も法令の規定に則して作成しています。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載します。この「総合所見」欄に下記の「6 その他」に記載した内容を合わせた方が記載しやすい場合はまとめてこの「総合所見」欄に記載しても構いません。</p>	
6 その他	
<p>毎月の訪問時等に消費税の取引の処理の是非を網羅的に確認しており、経営者の税に対する意識も非常に高いものがあります。</p> <p>日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、仕入税額控除の要件である帳簿及び請求書等の保存状況は適正に行われており、原始記録の保存状態も良好です。また、契約書、請求書等の証拠書類についても各々ファイルされ、整然と保管されています。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">消費税の計算における仕入税額控除については、その裏付けとなる帳簿の記載や証憑書類の保存が重要です。</p>	

4. 所得税記載事例

3 計算し、整理した主な事項		
区分	事項	備考
(1)	売上高	<p>事業年度末において月末締め以外の得意先について、締め後売上の計上が適正になされているかの確認を、請求書等と突き合わせて行った。</p> <p>売上高について締日後の漏れがないかの確認内容を記載します。</p>
	自家消費	<p>事業主とその家族が消費した金額を計算し、自家消費としてレジに入力されているかレジの出力データにより確認した。</p> <p>POS レジ出力データ</p>
	現金、預金	<p>現金出納帳の残高は、現金収支を示す証拠資料と照合確認を行った。また、預金については残高証明書と照合、確認した。</p> <p>現金出納帳、預金通帳、残高証明書、領収書綴</p>
	雑収入	<p>自販機手数料等、売上高以外の収入について計上漏れがないことを確認した。また、事業所得以外の収入が混在していないか確認した。</p> <p>現金出納帳、領収書控</p> <p>廃品、歯科医の金歯、自動車のクレジット手数料等、主たる事業に特有の付随収入について、十分に確認します。</p>
	家事関連費	<p>自宅兼店舗のため、水道光熱費、通信費、車輦費の各科目について、事業使用割合により〇〇%を家事関連費として、各科目から除外されていることを確認した。</p> <p>家事関連費は税務調査でも指摘される事項なので、適正に計上していることを記載します。</p>
	売上原価	<p>仕入について、事業年度末前後の納品書等を確認し、仕入計上方法の妥当性を検討した。また、外注費等の確認を請求書綴、領収書綴等、証憑書類と突き合わせて確認した。</p> <p>請求書綴、領収書綴、納品書綴</p> <p>売上利益率の増減は重要項目となるため、売上原価の計上方法を詳細に記載します。</p>

	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
(2)	事業主借の増加	<p>期中に取得した事業用の車両の購入費用 400 万円については個人の定期預金を解約して支払ったため、事業主借が増えています。</p> <p>事業主貸借勘定の顕著な増減は増減理由を記載します。</p>
	<p><その他具体例></p> <p>① 売上(利益率)の増減理由</p> <p>② 人件費の増減理由</p> <p>③ 販管費の増減理由</p>	<p>「3 計算し、整理した主な事項」で増減が顕著な事項についての増減の理由を明確に記載します。</p>
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由
	減価償却の方法	<p>新規取得の車両運搬具、工具器具備品については、早期に必要経費に算入するため定額法から定率法に変更している。(前年末までに届出提出確認済み)</p> <p>変更理由を明確に記載します。 変更届出書の確認も重要です。</p>

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
減価償却費	<p>自宅兼店舗の改装費用について相談を受け、事業供用部であっても資産計上すべき部分を説明し、適正に処理した。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: red;">この部分は、業務処理簿の記載事項を確認して記載することも重要です。</p> <p style="color: red;">＜具体例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専従者給与の改定 ・ 固定資産の取得 ・ 新規事業への算入 ・ 税額控除の取扱 </div>
5 総合所見	
<p>以上の検討の結果、申告書作成にあたって会計処理は適正に処理されているものと認められ、申告書も法令の規定に則して作成しています。</p>	
6 その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月に一度、取引内容についてチェックし、誤りがあればその都度指導し、修正させている。 ・ 決算にあたっては、〇〇税理士会作成の業務チェックリストの項目全般にわたって確認した。 	

○所得税における「3 計算し、整理した主な事項」の(1)の区分別記載事例

3 計算し、整理した主な事項(1)		
区 分	事 項	備 考
売上高	日々の売上は、レジペーパーと領収書控を確認し、計上漏れがないことを確認した。	レジペーパー、領収書控
不動産収入	賃貸物件について、物件ごとに管理表を作成しており、契約書の内容と一致していることを管理表により確認した。	賃貸借契約書 不動産管理表
減価償却費	固定資産の取得に際し、請求書等により 30 万円未満の資産については少額減価償却資産（青色申告決算書に所定の事項を記載し、取得価額の明細を別途保管している）、30 万円以上の資産については、各々の科目で適正に処理している。	請求書綴、領収書綴、その他 証憑書類
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 資本的支出、修繕費等の計上があれば、適正に区別していることを記載します。 </div>		
専従者給与	専従者給与について、業務内容、事業従事程度を考慮し、他の従業員に支給する給与と比較して適正額を計上してあることを確認した。また、青色事業専従者給与に関する届出書の範囲内で支給されていることも確認した。	青色事業専従者給与に関する届出書、賃金台帳、業務日誌
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 専従者給与は、税務調査においても指摘される事項なので、適正に計上していることを記載します。 </div>		
預り金	源泉所得税等の預り金を賃金台帳等関係帳簿により適正に計上されているか確認した。また、納付状況についても合わせて確認した。	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 税務調査における対象税目であるため、適正に処理していることを記載します。 </div>		

所得その他、確認した勘定科目、所得に影響しうる勘定科目については、できるだけ計上方法、確認方法を記載します。

<p>(譲渡所得) 譲渡価額</p>	<p>譲渡物件の売買契約書及び依頼者の預金通帳を確認し、譲渡価額を計上している。また、固定資産税の精算金もあったことから合わせて譲渡価額に計上している。</p>	<p>売買契約書、固定資産税精算計算書、預金通帳</p>
<p>(譲渡所得) 取得費①</p>	<p>取得費については、概算取得費（５％）で計上している。</p>	<p>登記事項証明書、固定資産税課税明細書</p>
<p>(譲渡所得) 取得費②</p>	<p>取得時の売買契約書及び領収書により確認し、建物については非業務用、木造により減価償却費を計算している。</p>	<p>売買契約書、領収書</p>
<p>(譲渡所得) 譲渡費用</p>	<p>仲介手数料、印紙の領収書を確認し譲渡費用に計上している。また、売買契約において売主負担で建物を解体し更地渡しとなっていたため、建物の解体費用及び資産損失（未償却残高）を譲渡費用に計上している。</p>	<p>売買契約書、領収書、登記事項証明書</p>

譲渡所得については、特例等の適用がある場合には、要件等についての確認内容に関する記載も必要。

5. 相続税記載事例

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	土地評価	利用状況等について現地確認した上で、測量図を基に画地調整を行い評価した。不整形地の評価では、想定整形地に十分留意して不整形地補正率を適用して評価した。	住宅地図、測量図、公図、固定資産税評価額明細書
	貸家建付地	貸店舗の一部が、長期間空室となっているので、賃貸割合を考慮して評価した。	賃貸借契約書
	家屋評価	貸家集合住宅にあつては、入居状況の相続開始前後を含め十分に検討の上、賃貸割合を算定した。	管理会社からの年間収支明細一覧表
	現金 預貯金等	まず生前の所得収入を確認ののち、預貯金口座等への入金状況の検討、次に口座相互間の入出金状況の検討と用途の確認。家族名義の預貯金が実質的に被相続人の支配下にあったことから、相続財産に計上した。特に不動産譲渡代金の流れは十分に確認した。また、直前に引き出した現金のうち相続開始時点で手元にあったものは現金として計上している。	残高証明書、預貯金通帳等 売買契約書
	取引相場のない株式	被相続人が主宰する(株)〇〇の取引相場のない株式の評価は、純資産価額方式により、直前期末の貸借対照表を基礎として、土地等の簿価を相続税評価額に置き換えて計算した。また今回の被相続人の死亡より、同法人が、生命保険金を受け取り、これを原資として退職金を支払っていることから、これを資産及び負債に計上した。	

取引相場のない株式の評価計算について、具体的に確認した事項やその計算根拠を記載することが重要です。

(1)のうち個別的・特徴的な事項	備 考
貸家建付地	<p>貸店舗は1棟の建物に3区画あり、そのうち2区画は相続開始時において賃貸中。1区画は賃貸の募集はしているが、2年間空室の状態のため貸付割合は2/3としている。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1)で記載した項目のうち、個別的・特徴的な事項がある場合には詳細を記載する。 申告書や土地評価明細書で詳細が記載出来ない内容を記載する。</p> </div>
(2) 現金	<p>相続開始直前に〇〇銀行××支店の被相続人名義の普通預金から〇月×日から△月×日にかけて計300万円が引き出されているが、相続人〇〇が諸費用の支払に備えて引き出したものである。その内、50万円については相続開始前に被相続人の入院代、その他の費用として支払っていることを領収書により確認した。その結果、相続開始時に手元にあった現金250万円を手元現金として計上している。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1)で記載した項目のうち、個別的・特徴的な事項がある場合には詳細を記載する。 相続開始直前のお金の流れについてどのように確認したかを記載する。</p> </div>
預貯金等	<p>令和〇年〇月〇日に不動産(××市××町×番地の土地)の売却代金3,000万円が〇〇銀行××支店の普通預金に入金され、そのうち2,000万円は同支店の定期預金に、500万円は所得税・住民税の支払に充てている。</p> <p>相続人〇〇名義の〇〇銀行××支店の定期預金証書番号1234567は相続人本人は存在を認識していなかったことから被相続人の財産として計上している。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1)で記載した項目のうち、個別的・特徴的な事項がある場合には詳細を記載する。 特に名義預金等については、どのような事実認定による判断をしたかを記載する。</p> </div>

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
二次相続について	今回の遺産分割の中で、妻分の相続財産について、二次相続の相談を受けた。将来のことは予想に過ぎないが、二次相続を試算した上での、相続税を検討した上での判断が重要との助言をした。
相続した土地建物の売却	相続人が、相続した土地を売却予定なので、所定の期間内に売却すると、相続税の取得費加算の特例を受けることができる事及び空き家特例の適用要件について説明をした。
相続開始前7年以内の贈与	令和6年分の贈与から相続開始前7年以内の、被相続人から相続人等に対する贈与については、相続財産に加算する必要がある旨を説明した。
(株)〇〇が支払う死亡退職金及び弔慰金について	(株)〇〇が支払う退職金及び弔慰金について、相続税の課税関係等に関する相談を受けたので、その趣旨と相続税の非課税について、また弔慰金については、業務外の死亡であり、その場合の非課税範囲内の金額を説明した。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> 主宰法人からの死亡退職金及び弔慰金等について相続税の非課税等について、検討した事を記入します。 </div>
5 総合所見	
以上の通り、依頼者からの提示書類はもとより、提示書類からの検討の結果、更に必要と認め追加提示を求めた書類の範囲内に於いて、当申告は事実に基づき正確かつ適正に処理している。	
6 その他	
<p>預金については、被相続人自身が管理していたが、令和〇年〇月に入院した後は相続人〇〇が被相続人の指示により預金の引き出しを行っていた。</p> <p>相続税の申告のためのチェックシート（国税庁）を利用し、項目全般に渡って確認した。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px; color: red;"> <p>その他 相続開始前の職業、収入状況 財産の管理状況など</p> </div>	

○相続税における「3 計算し、整理した主な事項」の(1)の区分別記載事例

3 計算し、整理した主な事項		
区 分	事 項	備 考
土地	貸ビルAの敷地である〇〇町〇〇-〇(宅地)の評価は、貸ビルA全●室のうち●室は相続開始日以前から長期間空室であり、一時的に空室となっていたものではないため、賃貸割合に応じて、貸家建付地と自用地部分にあん分して算出した。	賃貸借契約書、過去の所得税の確定申告書・決算書(控)
	貸ビルBの駐車場敷地である〇〇町〇〇-〇(宅地)の評価は、駐車場の契約者及び利用者がすべて貸ビルの賃借人であり、かつ、貸ビルの敷地内の駐車場であるなど、駐車場の貸付けの状況がビルの賃貸と一体と認められたため、全体を貸家建付地として評価した。	賃貸借契約書、過去の所得税の確定申告書・決算書(控)
	〇〇町〇〇-〇(宅地)は、被相続人が、主宰する(株)Cに賃貸し、同法人が貸ビルを建てて利用されていた。評価に当たっては、当該賃貸借について、無償返還の届出書の提出を確認し、自用地評価額の80%相当額で評価した。また(株)Cの株式評価上、純資産価額に20%相当額を計上した。	賃貸借契約書、無償返還の届出書
	〇〇町〇〇-〇(宅地)は、評基通20-2の地積規模の大きな宅地の評価の適用要件を満たしていることを確認し、評価した。	路線価図、住宅地図、登記事項証明書
	〇〇市〇〇-〇の土地の上には、居住用家屋、賃貸用アパート、賃貸用店舗が建っているため、現地を確認し、建物図面等を基に合理的に区分して評価単位を分けて評価している。	登記事項証明書、公図、測量図、建物図面、住宅地図、路線価図、賃貸借契約書、現場写真
建物	貸ビルD(〇〇町〇〇-〇)は、相続開始時点における貸付状況を確認した上で、賃貸割合に応じて評価した。	固定資産税評価証明書、賃貸借契約書、過去の所得税の確定申告書・決算書(控)
	〇〇町〇〇-〇の建物は、相続開始時において建築中であったため、その家屋の費用現価の100分の70に相当する金額によって評価した。	請負契約書、領収書、請負業者からの進捗率聞き取り

有価証券	<p>(株)Eの家族名義等の株式の帰属を検討した結果、親族・知人名義の株式●株は、配当金が設立時から被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店に振り込まれており、また、名義人が株主総会等に出席していないなどの理由から被相続人に帰属すると判断したため、相続財産として計上した。</p>	<p>定款、株主名簿、法人税申告書、預金通帳、預かり証</p>
	<p>各相続人及び孫名義の上場株式については、配当を名義人が受け取っていることや贈与税の申告をするなど、贈与の事実があることから、被相続人の財産とは認められなかった。</p>	<p>贈与税申告書（控） 預金通帳（配当入金）</p>
	<p>(株)Fの株式の評価に当たっては、純資産価額の算定において、被相続人の死亡を保険事故として、(株)Fが生命保険金を受け取り、これを原資として、退職金を支払っていることから、資産の部に「生命保険金請求権」、負債の部に「保険差益に対する法人税額等相当額」及び「未払退職金」をそれぞれ計上した。</p>	<p>法人税申告書（控）</p>
	<p>上場株式については、〇〇証券〇〇支店及び〇〇証券〇〇支店の2社と取引があり、各証券会社から顧客勘定元帳を過去●年分取り寄せ確認の上、相続財産の計上を行った。</p>	<p>顧客勘定元帳</p>
	<p>預金通帳（被相続人名義〇〇銀行〇〇支店）から、相続開始●年前に、〇〇証券〇〇支店からの振込み等があったため、〇〇証券〇〇支店の取引の有無を確認したが、相続開始日現在での取引はなかった。</p>	<p>預金通帳、残高証明書</p>
	<p>〇〇証券〇〇支店に、妻G名義の取引があり、顧客勘定元帳を過去●年分確認したところ、妻名義の口座には被相続人名義の株式が現物入庫されており、妻に確認したところ、贈与の事実もなく、管理運用状況から、〇〇証券〇〇支店で取引されている妻G名義の口座は、被相続人に帰属する財産であることが確認されたため、相続財産として計上した。</p>	<p>顧客勘定元帳</p>

現金、預貯金	現金については、相続人からの聴き取り及び預貯金の取引状況により確認し、相続開始直前の引出額 200 万円については手元に残っていたため、相続財産として計上している。	預金通帳、過去の確定申告書（控）
	預貯金については、家族名義も含めて、過去●年間の取引状況、相続人の収入及び生活状況を勘案の上、検討した。	預金通帳、過去の確定申告書（控）
	妻H名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金（●口●万円）は、被相続人の経常収入（不動産収入）を原資とし、作成されたものであり、妻に確認したところ、贈与の事実もなく、管理運用状況から、被相続人に帰属する財産であることが確認されたため、相続財産として計上した。	預金通帳、過去の確定申告書（控）
その他の財産	〇〇生命保険の保険契約は、契約者が妻I名義及び長男J名義であったが、保険料は、被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金から出金されていたことから、保険料負担者は被相続人と判断し、生命保険に関する権利として相続財産に計上した。	保険証券、預金通帳
債務・葬儀費用	借入金については、残高証明書、相続人からの聴き取り及び資産の取得状況から確認した。	残高証明書
	預かり保証金については、賃貸借契約書により確認した。	賃貸借契約書、過去の所得税の確定申告書・決算書（控）
	葬式費用は、領収書により確認した。お寺への支払いは領収書がないため、相続人から寺院名、住所、支払年月日、支払金額を聞き取り計上している。	領収書
相続時精算課税適用財産	被相続人から相続時精算課税制度の適用による相続人及び孫に対する贈与がないか、閲覧申請を行って該当する贈与がないことを確認した。	閲覧申請時の写真

6. 相続税チェックシートの位置づけ

各税理士会が作成している「税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート（相続税）」（〇〇税理士会作成分）は、申告書の作成にあたってのチェックシートであると同時に法第 33 条の 2 の添付書面を補完するものです。そのため、添付書面と合わせて当該チェックシートを添付した場合には、このチェックシートでチェックした内容は基本的に添付書面に記載する必要はありません（チェックシートだけで内容が判断できないようなものは別途、書面に記載する必要があります）。

当該チェックシートは国税庁が標準様式を作成し、各税理士会と各国税局において検討した内容を反映させて完成したものを公表しており、当該チェックシートの利用により申告書作成のチェックもできると同時に添付書面作成の時間が短縮できるようになっています。

相続税の申告の内容が一般的なものだけしかなく、チェックシートの項目だけで添付書面に別途記載することがないような場合の書面 2 面、3 面の記載はどのようにしたらいいか迷われることがあります。財産評価、相談に応じた事項など特別な事項がない場合には、添付書面に「税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート（相続税）」を添付し、「総合所見」欄又は「その他」欄に「別紙『税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート（相続税）』の通り、項目全般にわたって確認した。」等の記載をすれば適正な添付書面と扱われます。

なお、チェックシートとはいえ添付書面を補完するものですので確認をしていないものをチェックすることは絶対にしないようにして下さい。

○税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート(相続税)を添付する場合の記載例

1 提示を受けた書類等に関する事項			
書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称		左記の書類等以外の書類等	
税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート（相続税）のとおり		特になし	
同チェックシートでチェックした書類等以外のものがあれば、別途掲載する。			
2 自ら作成記入した書類等に関する事項			
書類等の名称		作成記入の基礎となった書類等	
土地の評価明細書、上場株式の評価明細書、一般動産の評価明細書、取引相場のない株式評価明細書		税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート（相続税）のとおり	
		同チェックシートでチェックした書類等以外のものがあれば、別途掲載する。	
3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	同チェックシートでチェックした項目以外の項目があれば記載する。 また、チェックシートだけでは説明できない内容があれば記載する。		
	(1)のうち個別的・特徴的な事項	備 考	
(2)	(1)に同チェックシートでチェックした項目以外の項目及びチェックシートだけでは説明できない内容を記載した場合に個別的・特徴的な事項があれば記載する。		

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>特別な事項があれば記載する。</p> </div>	
5 総合所見	
<p>別紙「税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート（相続税）」の通り、項目全般にわたって確認し、法令の規定に従って申告書を作成しました。</p>	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>その他に特別な事項があれば記載する。</p> </div>	
6 その他	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>特別な事項があれば記載する。</p> </div>	

7. 令和6年4月より取扱いが変更された内容について

令和6年4月より、書面添付制度における取扱いが一部変更されています。内容は国税庁から公表されている税理士制度のQ&A「4 書面添付・意見聴取制度」（第4 関係資料参照）のとおりですが、以下に記載し補足します。

問4-16	申告書を提出する際に申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面（以下「計算事項等記載書面等」といいます。）を添付し忘れた場合、後から同書面のみを提出することはできますか。【令和6年4月一部改訂】
答	計算事項等記載書面等は、その添付する申告書の法定申告期限内に限り、単独で提出することができます。
解説	<p>法第33条の2において、「税理士又は税理士法人は、……財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる」と規定されており、計算事項等記載書面等とは、申告書に添付して提出することができるものであり、単独で提出することを予定しているものではありません。</p> <p>しかしながら、申告書は、国税通則法第2条第7号に掲げる法定申告期限内であれば、その再提出が可能と取り扱っています。つまり、再提出の際に計算事項等記載書面等を添付して提出することも可能と考えられます。このことを踏まえると、計算事項等記載書面等は、その添付する申告書の法定申告期限内に限って、単独で提出することが可能と考えられます。</p> <p>（注）令和6年3月以前は、法第33条の2の書面のみを単独で提出することはできないと取り扱っていましたが、令和6年4月以降は、上記の考え方にに基づき、その取扱いを変更しました。</p>
参考法令等	法第33条の2

【補足】

上記Q&Aは期限内申告の場合に想定されるケースで、期限後申告や修正申告の場合は、申告書に添付して提出する必要があります。

問4-17	法第33条の2の計算事項等記載書面等に、計算や整理等をした事項に関する書類を参考資料として添付して提出することはできますか。【令和6年4月一部改訂】
答	計算事項等記載書面等に、計算や整理等をした事項に関する書類を参考資料として添付して提出することはできます。
解説	<p>書面添付制度は、税理士が税務の専門家として計算事項等記載書面等を作成し、国税当局が当該書面等を尊重することにより、税務執行の一層の円滑化等を図るという趣旨のものです。</p> <p>計算事項等記載書面等の記載内容を補足する資料の提出により、申告書に関する情報の充実が図られることから、計算事項等記載書面等に参考資料を添付して提出することも可能です。</p> <p>（注）令和6年3月以前は、法第33条の2の書面に他の参考資料を添付することはで</p>

	きないとして取り扱っていましたが、令和6年4月以降は、上記の考え方に基づき、その取扱いを変更しました。
参考法令等	法第33条の2

【補足】

参考資料として添付する場合

- ① 書面提出の場合…法第33条の2の計算事項等記載書面等に添付する形で提出
- ② 電子申告の場合…申告書の添付書類と同様にPDF形式により添付する形で提出
(添付するPDFに書類名を付けられますので、「法第33条の2の計算事項等記載書面添付書類：〇〇〇〇」とすれば、申告書の添付書類との判別がつきやすいと思います。)

第3 記載内容が良好ではない添付書面とは

1. 国税庁事務運営指針（令和6年3月改正）による添付書面の考え方

(1) 添付書面と認められないもの（税理士法第33条の2に規定する書面とは認められず、意見聴取も行われない）

「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第1面「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第1面「1 相談を受けた事項」欄から第3面「5 総合所見」欄に全く記載がないもの（＝税理士等の氏名や事務所の所在地、依頼者の氏名などしか書いておらず、1欄から5欄まで全く記載のないもの）

(2) 記載内容が良好でなく、不備があるもの（調査省略の場合の「意見聴取結果についてのお知らせ」を文書で送付せず、口頭（電話）で意見聴取結果を税理士に連絡する。）

- ① 2面の「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 総合所見」欄に記載がないもの
- ② 上記①の各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備があるか、又は内容が具体性に欠けるなど、上記①に準ずると認められるもの

2. 添付書面全体に共通する良好ではない添付書面の記載

- ① 空欄が多いもの
- ② 「特になし」や「特段なし」などの記載が多いもの
- ③ 経営状況が変動しているにもかかわらず毎期ほとんど定型的文章が記載されているもの
- ④ どの関与先についても記載内容がほぼ同一のようなもの
- ⑤ その関与先固有の内容が記載されていないもの
- ⑥ 業種、業態、経営状況の中味を評価、分析していないもの
- ⑦ 決算の修正事項に関し全く記載がないもの
- ⑧ 記載している項目について明らかに不備があるもの
- ⑨ 記載内容が具体的でないもの

3. 記載内容が良好ではない添付書面の記載事例

1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	
帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称
<p>預金通帳、売掛帳、借入関係書類</p> <p>現金出納帳など明らかに作成記入の基礎となつたはずの書類の記載がない。</p>	特になし
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	
帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
<p>総勘定元帳その他</p> <p>個別具体的な帳票書類の名称を記載する必要あり。</p>	<p>預金通帳、売掛帳、借入関係書類</p> <p>現金出納帳など明らかに作成記入の基礎となつたはずの書類の記載がない。</p>

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	売上高	<p>売上高は前期比2割増と大きく伸びたが経費がそれ以上に増加したために利益は減少した。</p> <p>申告書を作成するにあたり、計算し、整理した事項を記載する必要があるため、売上に関して、確認、計算、整理した内容を記載する。</p>	<p>確認した帳簿書類名の記載なし</p>
	外注費	<p>勘定科目の記入のみで具体的内容の記載がない。</p>	
	貸倒損失	<p>A社への連絡が半年以上取れなかったために、A社への売掛金350万円を貸倒損失として計上した。</p> <p>どのような判断基準や根拠で計算したのか具体的な記載がない。</p>	

	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
	棚卸資産	<p>期末在庫が大きく減少した。</p> <p>肝心の増減理由の記載がない。</p> <p>【良好な記載事例】 棚卸資産の減少：今期において計画的な適正在庫管理を行っており、決算月において処分セールを行ったことなどにより前期末より大きく減少している。</p>
(2)	外注費	<p>今期は業務量の増加に伴い、外注費が増加した。</p> <p>一応増減理由の記載はあるが、増減要因を具体的に記載していない。</p> <p>【良好な記載事例】 外注費の増加：A事業に伴う売上の増加により業務量が増加したが、社内の人員を増やすことが出来ず、業務の一部を外注にしたため、外注費が増加している。</p>
	固定資産売却損	<p>遊休土地を処分したが、多額の売却損1,200万円が発生した。</p> <p>異常数値の原因が細かく記載されていない。</p> <p>【良好な記載事例】 固定資産売却損：遊休土地(〇〇市××町〇〇番地)を売却したが、この土地は平成〇〇年に現在の時価よりかなり高い〇〇〇〇円で購入したものであり、今期において売却した結果、1,200万円の売却損が発生している。</p>

	(1)のうち会計処理方法 に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由
(3)	売上高の計上基準	<p>売上高の計上基準を今期より出荷基準から検収基準に変更した。</p> <p>変更の理由を明確に記載していない。</p> <p>【良好な記載事例】 売上高の計上基準：主要取扱製品が、得意先の検収を受けなければ請求できないため、売上の計上基準について当期より出荷基準から検収基準に変更した。</p>
	(空欄)	<p>会計処理方法に変更があったのに記載がないケース。</p>

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
役員報酬	<p>代表者と専務の役員報酬について相談を受けた。</p> <p>相談内容や回答要旨などの記載がない。</p> <p>【良好な記載事例】 役員報酬：業況が好調なため、代表者と専務の役員報酬の増額の相談を受けた。役員報酬についての定期同額給与、事前確定届出給与の説明をし、今期終了後の定期株主総会で代表者が30万円、専務が20万円増額する予定となった。なお、増額後のそれぞれの役員報酬は会社の収益状況、役員の職務内容等から見て適正額の範囲内と判断している。</p>
機械装置の購入	<p>新型機械購入の相談を受けたので「中小企業者等の機械取得に係る税額控除」の説明をした。</p> <p>その結果の適用の有無、申告書への反映状況の記載がない。</p> <p>【良好な記載事例】 記載装置の購入：新型機械購入の相談を受けたので「中小企業投資促進税制」による特別償却、特別控除の説明を行った。今期において購入し、事業の用に供したため、適用対象資産であることを確認し、特別控除を選択している。</p>
5 総合所見	
<p>当該関与先や当該申告書に対する総合的な評価（税理士の所見）がない。</p>	
6 その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・当社はコンピューターを使った会計処理を行っています。 ・当社は経理課長以下3人のスタッフで経理を行っています。 ・今期は大変好調な営業活動ができて売上も順調に伸びました。 <p>税理士関与の状況（頻度や内容）の開示がない。</p>	

第4 関係資料

税理士制度のQ&A「4 書面添付・意見聴取制度」(抜粋)

問4-1	書面添付制度の趣旨はどのようなものですか。
答	<p>書面添付制度は、法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成した場合、当該書面を申告書に添付して提出した者に対する調査において、従来の更正前の意見陳述に加え、納税者に税務調査の日時場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、税務代理を行う税理士又は税理士法人に対して、添付された書面の記載事項について意見を述べる機会を与えなければならない(法第35条第1項)こととされているものであり、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図るため、平成13年度税理士法改正により従来の制度が拡充されたものです。</p> <p>また、この制度は、税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するという、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つです。</p>
参考法令等	法第33条の2、第35条

問4-2	書面添付制度の効果はどのようなものですか。
答	<p>この制度は、税理士が税務の専門家として計算等した事項を記載した書面を作成し、国税当局が当該書面を尊重することにより、税務執行の円滑化等を図るという趣旨であること、また、本制度における意見聴取が税理士にのみ与えられた権利であることに鑑みれば、税理士の社会的信用・地位の一層の向上が図られるとともに、ひいては納税者の適正申告の向上や納税者との信頼関係の醸成に資するものであると考えられます。</p> <p>また、当該書面は、申告書について、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにするものであることから、納税者に対する税理士の責任の範囲が国税当局に対して明確化されることにもなります。</p> <p>さらに、当該書面に記載された事項は、税務の専門家である税理士からの申告書に関する情報であることから、申告審理や調査の要否等の判断において、積極的に活用されるほか、事前通知前の意見聴取の段階で疑義が解消し、結果として調査の必要性がないと認められた場合には、納税者の事務所等に臨場して行う帳簿書類の調査に至らないこともあり得ます。</p>
参考法令等	法第33条の2、第35条

問4-3	法第33条の2の書面を申告書に添付して提出した場合には、当該申告書に係る税務調査は省略されるのですか。
答	申告書に添付して提出した法第33条の2の書面に関して、事前通知前の意見聴取が行われ、疑問点が解消した場合など、結果的に帳簿調査に至らないことはあり得ますが、当該書面については、税務調査の省略を前提としているものではありません。

解説	<p>法第 33 条の 2 の書面は、税理士が、申告書の作成等に関し、計算し、整理し若しくは相談に応じた事項又は審査した事項を記載するものであり、当該書面が申告書に添付されている場合には、税務調査の事前通知前又は更正を行う前に、税理士に対して意見を述べる機会を与えることとされています。</p> <p>つまり、この書面添付制度は、税務に関する専門家としての立場をより尊重して付与された税理士の権利の一つであり、税務調査の事前通知前に税理士から意見を聴取したことによって、疑問点が解消し、それ以上調査が必要ないと認められたときには、あえて帳簿調査に至らないことはあり得ますが、税務調査の省略を前提としているものではありません。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2、第 35 条

問 4 - 4	法第 33 条の 2 の書面を添付した申告書に係る納税者が調査対象とならない(意見聴取の対象とならない) 場合、国税当局において、当該書面はどのように活用されるのですか。
答	法第 33 条の 2 の書面については、事前通知前の意見聴取に限らず、税務署等における申告書の審理や調査の要否の判断においても積極的に活用することとしています。
解説	<p>書面添付制度は、税理士が作成などした申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調整されたかを法第 33 条の 2 の書面で明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、国税当局がこれを尊重することにより、税務執行の一層の円滑化等が図られるものであり、このような制度の趣旨からすれば、国税当局が当該書面を積極的に活用することは当然のことです。</p> <p>このことは、書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方等を定めた国税当局の事務運営指針において、「……(国税当局としては、) 法第 33 条の 2 の書面は、申告審理や準備調査に積極的に活用する」こととしており、また、「……」後の調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る」こととしていることから明らかです。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2

問 4 - 5	意見聴取はどのように行われるのですか。税理士から意見を述べるだけで、税務署・国税局から質問等は行われないのですか。
答	事前通知前の意見聴取においては、書面に記載された事項に関して、税理士から積極的に意見を述べる必要がありますが、税務署等の担当者から、個別・具体的な質疑を行うなど、国税当局としても、意見聴取の機会の積極的な活用に努めることとしています。
解説	<p>事前通知前の意見聴取が、税理士に与えられた権利の一つであることからすれば、法第 33 条の 2 の書面に記載された事項に関して、税理士から積極的に意見を述べる必要がありますが、国税当局としても、この制度が、税務執行の一層の円滑化等を図る趣旨によるものであることから、当然に、意見聴取の機会の積極的な活用に努めることとされています。</p> <p>これについては、書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方等を定めた国税</p>

	<p>当局の事務運営指針（一部改正後）において、「……制度の趣旨・目的を踏まえつつ、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用に努める」こととしております。</p>
<p>参考 《事務運営指針》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について ● 資産税事務における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について ● 法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について ● 調査課における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について ● 酒税に関する書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について
<p>参考法令等</p>	<p>法第 33 条の 2、第 35 条</p>

<p>問 4 - 6</p>	<p>事前通知前の意見聴取の際に非違事項が指摘されることはあるのですか。また、その指摘を受けて修正申告書を提出した場合には、加算税が賦課されることになるのですか。</p>
<p>答</p>	<p>意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものであることから、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものには当たりません。そのため、当該修正申告書の提出が、国税通則法第 65 条第 5 項に規定する調査通知前にされた場合には、加算税が賦課されることはありません。</p>
<p>解説</p>	<p>平成 25 年 1 月の改正国税通則法の施行に伴い、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、国税通則法第 65 条第 5 項でいう「調査があったことにより」という要件を満たさないことから、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないと整理されました。</p> <p>これにより、事前通知前の意見聴取と調査の境界線が整理され、意見聴取という行為の位置づけがより一層明確化されました。</p> <p>なお、平成 28 年の改正により、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた修正申告等に対しても、国税通則法第 65 条第 5 項に規定する調査通知以後に修正申告書を提出した場合には加算税が賦課されることとされましたので、加算税が賦課されない場合は、意見聴取から調査通知までの間に修正申告書を提出したときに限られます。</p>
<p>参考 《事務運営指針》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について

	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>資産税事務における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について</u> ● <u>法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について</u> ● <u>調査課における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について</u> ● <u>酒税に関する書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について</u>
参考法令等	法第 33 条の 2、第 35 条 国税通則法第 65 条

問 4 - 7	事前通知前の意見聴取はいつ頃行われますか。
答	税務署等が納税者に対する調査の事前通知を行う予定日の 1 ～ 2 週間前までに、意見聴取の日時、方法を取り決めるための連絡を行うこととしています。
解説	書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方等を定めた国税当局の事務運営指針において、「……事前通知予定日の 1 週間から 2 週間前までに法第 30 条の書面に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める」こととされています。
参考法令等	法第 33 条の 2、第 35 条

問 4 - 8	法第 30 条の書面の税理士と法第 33 条の 2 の書面の税理士とが異なる場合は、どちらの税理士に対して事前通知前の意見聴取が行われることになるのですか。
答	現在、法第 30 条の書面を提出している税理士に対して事前通知前の意見聴取が行われることとなります。
解説	法第 35 条第 1 項において、「……当該租税に関し第 30 条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない」と規定されており、事前通知前の意見聴取の対象となる税理士は、「当該税理士」つまり、現在、法第 30 条の規定による書面（以下「税務代理権限証書」といいます。）を提出している税理士ということになります。
参考法令等	法第 30 条、第 33 条の 2、第 35 条

問 4 - 9	税務代理権限証書を提出した開業税理士（又は税理士法人）に従事する所属税理士が、意見聴取の場に出席して意見を述べることはできますか。
答	所属税理士は、従事する開業税理士（又は税理士法人）が委嘱を受けた事案について、当該開業税理士等の指示の下で意見を述べることができます。
解説	<p>書面添付制度は、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化等を図る観点から設けられたものであり、税理士に与えられた権利の一つです。</p> <p>また、所属税理士は、開業税理士又は税理士法人の補助者として税理士業務に従事</p>

	<p>する税理士であり、従事する開業税理士等が納税者から委嘱を受けた事案又は規第 1 条の 2 第 2 項の規定に基づき自らが委嘱を受ける場合について、自らの名において税理士業務を行うことができることから、当該事案について、単独で税務調査の立会いを行ったり、委嘱者に代わって陳述したりすることができるほか、申告書の作成等を行うことができます。</p> <p>したがって、所属税理士は、税理士に与えられた権利の一つである法第 35 条の意見聴取においても、当然に、従事する開業税理士等が委嘱を受けた事案について、当該開業税理士等の指示の下で意見を述べるができることとなります。</p>
参考法令等	法第 2 条、第 33 条の 2、第 35 条

問 4-10	事前通知前の意見聴取が行われる場合、納税者を同席させてもよいのですか。
答	事前通知前の意見聴取は、税理士に対して行われるものであり、納税者を同席させて行うものではありません。
解説	<p>書面添付制度は、あくまで税理士に与えられた権利の一つであり、法第 35 条第 1 項において、「税務官公署の当該職員は、……第 30 条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない」と規定されています。</p> <p>したがって、事前通知前の意見聴取は、税理士に対して行われるものであり、納税者を同席させて行うというものではありません。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2、第 35 条

問 4-11	事前通知前の意見聴取が行われた結果、帳簿調査（実地調査）が行われないこととなった場合、税理士に対して連絡はありますか。
答	事前通知前の意見聴取が行われた結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」という文書により行うこととしています。
解説	<p>事務運営指針において、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」という文書により行うこととしています。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）で行うこととしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又は今後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がない場合 2 に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、2 に準ずると認められる場合 <p>なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明することとしています。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2、第 35 条

問 4-12	<p>反面調査が行われる場合、当該反面調査先の申告書に法第 33 条の 2 の書面が添付されているときには、当該反面調査先の税理士に対して事前通知前の意見聴取は行われますか。</p>
答	<p>反面調査の場合には、反面調査先の税理士に対する事前通知前の意見聴取は行われません。</p>
解説	<p>法第 35 条第 1 項において、事前通知前の意見聴取は、「……当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合」に行うこととされています。</p> <p>例えば、ある者の申告書に係る租税に関して調査を行う場合に、取引内容を確認する必要が生じたときに、当該調査対象者と取引関係にある者に対して、その取引内容を確認するために行う調査などが、いわゆる反面調査といわれているものです。</p> <p>したがって、いわゆる反面調査は、当該反面調査先の申告書に係る租税に関して調査が行われているものではないことから、申告書に法第 33 条の 2 の書面が添付されていたとしても、当該反面調査先の税理士に対する事前通知前の意見聴取は行われな</p>
参考法令等	<p>法第 33 条の 2、第 35 条</p>

問 4-13	<p>法第 33 条の 2 の書面にはどのような内容を記載すればよいのですか。また、実際の事前通知前の意見聴取において、どのように意見を述べればよいのですか。</p>
答	<p>申告書の作成（審査）等に当たり、計算し、整理し又は相談に応じた事項や審査等した事項について、どのような帳簿や書類等を基に、どのように計算、整理等を行ったかを具体的に記載し、事前通知前の意見聴取においては、それらの内容をより詳細に述べる必要があります。</p>
解説	<p>書面添付制度は、税理士が作成等した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを法第 33 条の 2 の書面で明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、国税当局がこれを尊重することにより、税務執行の一層の円滑化等が図られるものです。</p> <p>したがって、当該書面については、このような制度の趣旨を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計算し、整理した主な事項について、具体的に、どのような書類や帳票に基づき、どのように確認したのか ● 審査した主な事項について、具体的に、どのような書類や帳票に基づき、どのように確認（審査）したのか ● 前年（度）と比較して顕著な増減が見受けられる事項について、具体的に、どのような理由から増減したのか ● 会計処理方法に変更等があった事項について、具体的に、どのような理由から、どのように変更したのか ● 相談に応じた事項について、具体的に、どのような相談があり、それに対してどのような指導又は確認をしたのか ● 審査した事項について、その結果に至るまでに、具体的に、どのような確認作業

	<p>等を行ったのか</p> <p>などを中心に、正確に記載する必要があります。</p> <p>また、実際の意見聴取に際しては、税務の専門家である税理士として、納税義務の適正な実現を図るという使命を踏まえ、納税義務者の信頼に応えるという観点から、当該書面に記載した内容について、詳細かつ正確に述べる必要があります。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2、第 35 条

問 4 - 14	法第 33 条の 2 の書面の 1 から 4 までの欄に掲げる事項に記載することがない場合でも、同書面を提出することはできますか。
答	法第 33 条の 2 の書面は、計算し、整理し又は相談に応じた事項や審査等した事項を記載するものであり、同条第 1 項の場合は、同書面の「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」から「4 相談に応じた事項」の欄まで、同条第 2 項の場合は、「1 相談を受けた事項」から「4 審査結果」の欄までに全く記載がないときには、法第 33 条の 2 の書面とはいえません。
解説	<p>法第 33 条の 2 の書面は、同条第 1 項で「……計算し、整理し、又は相談に応じた事項を……記載した書面」、同条第 2 項で「……審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従って作成されている旨を……記載した書面」と規定されており、それらの事項等は、規則の別紙第九号様式の「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」から「4 相談に応じた事項」の欄まで及び第十号様式の「1 相談を受けた事項」から「4 審査結果」の欄までに記載することとなっていることから、そのいずれの欄にも全く記載がない書面については、法第 33 条の 2 の書面には該当しないこととなります。</p> <p>書面添付制度が、税務に関する専門家としての立場を尊重して与えられた税理士の権利の一つであることからすれば、法第 33 条の 2 の書面には、特に、自ら行った業務の内容として、同条第 1 項の場合は「3 計算し、整理した主な事項」欄、同条第 2 項の場合は「3 審査した主な事項」欄に計算、整理又は審査した事項等を具体的、かつ、正確に記載すべきです。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2

問 4 - 15	法第 33 条の 2 の書面は、税理士独自の判断で添付することができますか。
答	法第 33 条の 2 の書面を添付するかどうか、また、その書面にどのように記載するかは、税理士自身が判断することになりますが、納税者との信頼関係等を考慮すれば、理解を求めておくことも必要ではないかと思われます。
解説	<p>法第 33 条の 2 の書面は、税理士が作成等した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにするものであり、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つであることからすれば、当該書面を申告書に添付するかどうか、また、その書面にどのように記載するかは、税理士自身が判断することになります。</p> <p>しかしながら、税理士はあくまで納税者の求めに応じて税理士業務を行うものであ</p>

	り、当該書面の記載内容によっては、納税者に影響を与えることもあると考えられることから、日頃からの納税者との信頼関係等を考慮すれば、お互いに意思疎通を図り、納税者の理解を求めておくことも必要ではないかと思われます。
参考法令等	法第 33 条の 2

問 4 - 16	申告書を提出する際に申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面（以下「計算事項等記載書面等」といいます。）を添付し忘れた場合、後から同書面のみを提出することはできますか。【令和 6 年 4 月一部改訂】
答	計算事項等記載書面等は、その添付する申告書の法定申告期限内に限り、単独で提出することができます。
解説	<p>法第 33 条の 2 において、「税理士又は税理士法人は、……財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる」と規定されており、計算事項等記載書面等とは、申告書に添付して提出することができるものであり、単独で提出することを予定しているものではありません。</p> <p>しかしながら、申告書は、国税通則法第 2 条第 7 号に掲げる法定申告期限内であれば、その再提出が可能と取り扱っています。つまり、再提出の際に計算事項等記載書面等を添付して提出することも可能と考えられます。このことを踏まえると、計算事項等記載書面等は、その添付する申告書の法定申告期限内に限って、単独で提出することが可能と考えられます。</p> <p>(注) 令和 6 年 3 月以前は、法第 33 条の 2 の書面のみを単独で提出することはできないと取り扱っていましたが、令和 6 年 4 月以降は、上記の考え方にに基づき、その取扱いを変更しました。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2

問 4 - 17	法第 33 条の 2 の計算事項等記載書面等に、計算や整理等をした事項に関する書類を参考資料として添付して提出することはできますか。【令和 6 年 4 月一部改訂】
答	計算事項等記載書面等に、計算や整理等をした事項に関する書類を参考資料として添付して提出することはできます。
解説	<p>書面添付制度は、税理士が税務の専門家として計算事項等記載書面等を作成し、国税当局が当該書面等を尊重することにより、税務執行の一層の円滑化等を図るという趣旨のものです。</p> <p>計算事項等記載書面等の記載内容を補足する資料の提出により、申告書に関する情報の充実が図られることから、計算事項等記載書面等に参考資料を添付して提出することも可能です。</p> <p>(注) 令和 6 年 3 月以前は、法第 33 条の 2 の書面に他の参考資料を添付することはできないとして取り扱っていましたが、令和 6 年 4 月以降は、上記の考え方にに基づき、その取扱いを変更しました。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2

問 4-18	法第 33 条の 2 の書面を提出した後に、当該書面の誤りに気付いた場合、同書面を取り下げたり内容を修正したりすることはできますか。
答	法第 33 条の 2 の書面に記載した事項の誤りに気付いた場合には、その内容に応じて、先に提出した当該書面を取り下げる又は内容を修正することはできると考えられます。
解説	<p>法第 33 条の 2 の書面は、申告書の作成（審査）等に当たり、計算し、整理し又は相談に応じた事項や審査等した事項について、正確に記載して作成する必要があることから、仮に、同書面を提出した後に記載した事項等の誤りに気付いた場合などには、先に提出した当該書面を取り下げる又は内容等を修正することは可能と考えられます。</p> <p>また、法第 33 条の 2 の書面を添付して提出した申告書の誤りに気付いた場合などには、修正申告書を提出することになるものと思われませんが、修正申告書を提出する際に、その誤りの内容等について、改めて計算、整理等した事項として記載した同書面を添付することも必要ではないかと考えられます。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2

問 4-19	連結納税制度を適用している連結グループの各法人について、税務代理権限証書は各々どのように作成することとなりますか。
答	連結グループの各法人に関与する各々の税理士等は、関与先の各法人から個々に税務代理権限証書を得ることとなります。また、これとは別に、例えば連結親法人の関与税理士等が包括的に連結グループ全体の税務代理を行う場合、全法人から税務代理の委任を受ける必要があります。
解説	<p>連結納税制度は、連結親法人及び連結子法人の所得や欠損を通算して所得計算を行うなど、連結グループをあたかも一つの法人であるかのように捉えて課税するものですが、個々の連結親法人又は連結子法人はあくまでも独立した法人格を有しており、連結納税においても連結親法人が申告等の義務、連結子法人が届出等の義務をそれぞれ負うこととされています。</p> <p>同様に独立した法人格に基づく権利も有しており、例えば税務代理権限についても基本的に個々の法人と各税理士等との間に委任関係が存在するのであって、仮に連結グループ全体を包括して税務代理を行う税理士等に委任する場合、連結グループの全ての法人から税務代理の委任を受ける必要があります。</p> <p>(注) この場合の関与税理士等とは、法人税に関し、税務代理権限証書を提出している税理士等をいいます（以下同じ。）。</p>
参考法令等	法第 30 条

問 4-20	連結子法人の個別帰属額等の届出に関して税務代理の委嘱を受ける税理士等は、税務代理権限証書を提出する義務がありますか。
答	連結子法人の個別帰属額等の届出に関して代理・代行することは、法第 2 条第 1 項

	第1号に規定する税務代理に該当するため、当該代理・代行を行う税理士等は税務代理権限証書を提出しなければなりません。
解説	<p>法第2条第1項第1号に規定する税務代理とは、税務官公署に対する申告等若しくは税務官公署の調査等に関して、税務官公署に対し、主張若しくは陳述を代理・代行することを指しますが、これらの税務代理を行う場合、税務代理権限証書を提出しなければならないこととされています（法第30条）。</p> <p>したがって、連結子法人の個別帰属額等の届出（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の25）も税務代理に該当することから、当該連結子法人の関与税理士等は税務代理権限証書を提出しなければなりません。</p>
参考法令等	<p>法第2条、第30条</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の25</p>

問4-21	連結確定申告書に、法第33条の2に規定する添付書面を添付することができますか。
答	連結確定申告書には、法第33条の2に規定する添付書面を添付することができます。
解説	<p>法第33条の2に規定する書面とは、申告書を作成又は審査したときに、計算又は審査した事項等を記載し、当該申告書に添付することができることとされている所定の書面であり、この場合の申告書とは、国税通則法第16条第1項第1号に掲げる申告納税方式等による租税の課税標準等を記載したものとされています。</p> <p>連結確定申告書は、連結所得に対する法人税の課税標準等を記載したもの（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の22）であることから、連結親法人の税理士等が当該申告書を作成又は審査したときは、法第33条の2に規定する書面を添付することができます。</p>
参考法令等	<p>法第33条の2</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の22</p>

問4-22	連結子法人が提出する「個別帰属額等の届出書」には、法第33条の2に規定する書面を添付することができますか。
答	連結子法人が提出する「個別帰属額等の届出書」には、法第33条の2に規定する書面を添付することはできません。
解説	<p>連結子法人が提出する「個別帰属額等の届出書」（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の25）は、連結子法人の個別所得金額や連結法人税の個別帰属額等を記載したものです。連結所得に対する法人税の課税標準等を記載したものではありません。</p> <p>したがって、「個別帰属額等の届出書」は、国税通則法第16条第1項第1号に掲げる申告納税方式等による租税の課税標準等を記載したものとはいえず、ここでいう申</p>

	<p>告書には該当しないことから、法第 33 条の 2 に規定する書面を添付することはできません。</p> <p>なお、税理士等が連結確定申告書の作成に当たって、連結子法人の個別所得金額等に関し、計算、整理した事項がある場合には、法第 33 条の 2 に規定する書面に記載して連結確定申告書に添付することができます。</p>
参考法令等	<p>法第 33 条の 2</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 81 条の 25</p> <p>国税通則法第 16 条</p>

問 4-23	<p>連結所得に対する法人税に関し、連結法人に事前に通知して帳簿書類の調査が行われる場合、関与税理士等に対する法第 34 条の規定による通知はどのように行われますか。</p>
答	<p>連結所得に対する法人税に関し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 連結親法人に対する調査を行う場合には、連結親法人の関与税理士等 2. 連結親法人及び連結子法人に対する調査を行う場合には、連結親法人及び当該連結子法人の関与税理士等 3. 連結親法人に対する調査に先立って連結子法人に対する調査を行う場合には、連結親法人及び当該連結子法人の関与税理士等に調査の事前通知が行われます。
解説	<p>法第 34 条は、「租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し法第 30 条の規定による書面を提出している税理士があるときは、あわせて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない」と規定しています。</p> <p>一方、連結納税制度は、連結親法人が連結グループの所得（連結所得）に対する法人税の課税標準等を一の申告書（連結確定申告書）に記載して法人税の申告・納税を行うものであるため、連結子法人に係る帳簿書類の調査（個別帰属額等の届出書に係る調査）については、連結確定申告書を提出した連結親法人及び個別帰属額等の届出書を提出した連結子法人に対して行われることとなります。</p> <p>したがって、連結子法人の帳簿書類の調査を行う場合に連結親法人に事前に通知するときは、あわせて連結親法人の関与税理士等に事前通知を行い、更に、連結子法人に事前に通知する場合には、あわせて連結子法人の関与税理士等に対しても、事前通知を行います。</p> <p>また、連結親法人に対する法人税の調査に着手した後に連結子法人に対する調査を行う場合には、あわせて連結子法人の関与税理士等に対して連結子法人に対して調査することをあらかじめ通知します。</p> <p>なお、連結子法人の所轄部署の職員が連結子法人に対して法人税の調査を行う場合、通常、消費税等についてもあわせて調査を行うことから、消費税等に関して法第 30 条の規定による書面を提出している税理士等があるときは、当該関与税理士等にも事前</p>

	通知を行います。
参考法令等	法第 30 条、第 34 条

問 4-24	連結所得に対する法人税に関し、連結法人に事前に通知して帳簿調査を行う場合、連結確定申告書に法第 33 条の 2 に規定する書面が添付されていたときには、法第 35 条の規定による意見聴取はどのように行われますか。
答	<p>法第 35 条の規定による意見聴取については、次のいずれの場合であっても、連結親法人の関与税理士等に対し、意見を述べる機会が与えられることとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 連結親法人に対する調査を行う場合 2. 連結親法人及び連結子法人に対する調査を行う場合 3. 連結親法人に対する調査に先立って、連結子法人に対する調査を行う場合
解説	<p>添付書面が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関し、事前に通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該通知をする前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととされています（法第 35 条）。</p> <p>一方、連結納税制度は、連結親法人が連結グループの所得（連結所得）に対する法人税の課税標準等を一の申告書（連結確定申告書）に記載して法人税の申告・納税を行うものであるため、連結子法人への帳簿書類の調査（個別帰属額等の届出書に係る調査）は、連結確定申告書を提出した連結親法人に対して行われることとなります。</p> <p>したがって、連結子法人に対する調査に際して、連結確定申告書に法第 33 条の 2 に規定する書面が添付されている場合、法第 35 条の規定により事前通知をする前に、連結親法人の関与税理士等に対し、当該添付書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければなりません。</p> <p>（注）連結子法人の消費税申告書に法第 33 条の 2 に規定する書面が添付されていたときは、当該書面に記載された事項に関し、連結子法人の関与税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければなりません。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2、第 35 条

問 4-25	<p>連結納税制度において、連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書を作成することは、法第 52 条に違反しませんか。</p> <p>また、連結子法人が連結親法人の連結確定申告書や他の連結子法人の個別帰属額の届出書を作成することは、法第 52 条に違反しませんか。</p>
答	<p>連結親法人が自己の税務書類を作成する上で派生的に連結子法人の個別帰属額等の届出書が作成される場合は、法第 52 条に違反しません。しかし、連結子法人が、連結親法人の連結確定申告書や他の連結子法人の個別帰属額の届出書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、法第 52 条に違反することとなります。</p>
解説	<p>法第 52 条は、税理士等でない者は、別段の定めがある場合を除き、税理士業務を行ってはならない旨を規定しています。</p>

	<p>一方、連結納税制度は、連結親法人が連結グループの所得（連結所得）に対する法人税の課税標準等を一の申告書（連結確定申告書）に記載して法人税の申告・納税を行うものであり、当該連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の貸借対照表及び損益計算書、損益金の処分表、勘定科目内訳明細書並びに個別帰属額等を計算したものなどの書類を添付しなければなりません。また、連結子法人は、個別帰属額等の届出書（内容的には、連結親法人が作成した個別帰属額等を計算したものと同一。）を提出しなければなりません（連結親法人：法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）による改正前の法人税法施行規則第37条の12第4号。連結子法人：同規則第37条の16、第37条の17）。</p> <p>通常、連結親法人が個別帰属額等を計算したもの（多くの場合、各連結子法人の個別帰属額等の届出書をもってこれに当てることが想定される。）を作成するに当たって、必然的に個別帰属額等の届出書が作成され、当該写しが各連結子法人に交付されると考えられますが、この場合、連結親法人が自らの必要性によって作成した計算書類が、連結子法人が提出すべき個別帰属額等の届出書を兼ねることができるわけですから、法第52条の規定に違反しません。</p> <p>しかし、同一連結グループであっても、これらの法人はそれぞれ独立した法人格を有するものであり、連結確定申告書は連結親法人が、個別帰属額等の届出書は各連結子法人が提出しなければならないこととされていることから、連結子法人が連結親法人の連結確定申告書や他の連結子法人の個別帰属額等の届出書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、法第52条に違反することとなります。</p> <p>（注）消費税に関しては、連結親法人又は連結子法人は、それぞれ別個に独立した納税義務者となることから、連結親法人が連結子法人の消費税申告書などの税務書類を作成し提出することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、法第52条に違反することとなります。</p>
<p>参考法令等</p>	<p>法第52条 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）による改正前の法人税法施行規則第37条の12第4号、第37条の16、第37条の17</p>

<p>問4-26</p>	<p>連結納税制度を適用している法人の関与税理士等が法第33条の2に定める書面や税務代理権限証書を作成する際、一般の法人と違う記載をする必要がありますか。</p>
<p>答</p>	<p>特に法令に規定はありませんが、連結納税制度を適用している法人については、前問までに記載した事項等が円滑に取り扱われるよう、連結納税制度を適用している法人である旨を表示するなど、次の点に留意して記載する必要があります。</p> <p>○ 法第33条の2に定める書面 1. 標題 法人税 連結確定申告書（○年分・○年○月○日～○年○月○日事業年度分・）に係る・・・</p>

	<p>2. 「依頼者」欄 連結親法人の名称及び所在地を記載します。</p> <p>3. 「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄～「5 その他」欄 帳簿書類等について、特段の注記等を行わない場合、原則として連結親法人の帳簿書類等ないし連結申告に共通する帳簿書類等を指すものとして取り扱います。なお、包括的に連結グループ全体の税務代理の委任を受けている税理士等が特定の連結子法人に固有に帰属する帳簿書類等について記載する場合には、「連結子法人〇〇の〇〇台帳」などと記載することに留意する必要があります。</p> <p>※ 第十号様式の位置づけ 連結親法人の関与税理士等が作成した申告書について、連結親法人から相談を受けてこれを審査した子法人の関与税理士等が記載する場合に使用します。なお、この場合、連結親法人から一定の委任を受ける必要があることに留意する必要があります。</p> <p>○ 法第 30 条に定める書面（税務代理権限証書）</p> <p>1. 「依頼者」欄 連結親法人の名称及び所在地を記載します。（連結子法人の個別帰属額等の届出や消費税・源泉所得税に関して税務代理の委任を受ける当該連結子法人の関与税理士が提出する場合、連結子法人の名称及び所在地を記載します。）</p> <p>2. 「税目欄」 法人税</p> <p>3. 「その他の事項」欄 連結親法人に関する税務代理の委任を受けている場合には特にその旨を記載する必要はありませんが、連結子法人の個別帰属額等の届出に関して税務代理の委任を受けている場合、「連結子法人〇〇の個別帰属額等の届出に関する税務代理に限る。」などと記載します。</p>
参考法令等	法第 30 条、第 33 条の 2

問 4-27	グループ通算制度を適用している通算グループ内の各通算法人について、税務代理権限証書は各々どのように作成することとなりますか。
答	通算グループ内の各法人に関与する各々の税理士等は、関与先の各法人から個々に税務代理権限証書を得る必要があります。
解説	グループ通算制度は、完全支配関係にある通算グループ内の各法人を納税単位として各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度です。すなわち、連結納税制度とは異なり、通算グループ内の各法人がそれぞれ申告や納税を行うこととなりますので、通算グループ内の各法人に関与する各々の税理士等は、関与先の各法人から個々に税務代理権限証書を得る必要があります。
参考法令等	法第 30 条

問 4-28	グループ通算制度を適用している通算グループ内の各法人に事前に通知して帳簿書
--------	---------------------------------------

	類の調査が行われる場合、関与税理士等に対する法第 34 条の規定による通知はどのように行われますか。
答	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通算親法人及び通算子法人に対する調査を行う場合には、通算親法人及び通算子法人の関与税理士等 2. 通算親法人に対する調査を行う場合には、通算親法人の関与税理士等 3. 通算子法人に対する調査を行う場合には、通算子法人の関与税理士等に対して調査の事前通知が行われます。
解説	<p>法第 34 条は、「租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し税務代理権限証書を提出している税理士があるときは、併せて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない」と規定しています。</p> <p>グループ通算制度は、連結納税制度とは異なり、通算グループ内の各法人が申告・納税を行うものであるため、通算法人に係る帳簿書類の調査についても、通算親法人又は通算子法人のそれぞれに対して行われることとなります。</p> <p>したがって、通算法人に対して事前に通知してその帳簿書類を調査する場合には、その調査の対象とされた通算親法人又は通算子法人のそれぞれの関与税理士等に対して法第 34 条の規定による通知を行うこととなります。</p>
参考法令等	法第 33 条の 2、第 34 条

問 4 - 29	グループ通算制度において、通算親法人が通算子法人の確定申告書を作成することは、法第 52 条に違反しませんか。
答	通算親法人が通算子法人の確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、法第 52 条に違反することとなります。
解説	通算法人通算親法人と通算子法人は、各々それぞれ独立した納税義務を有することから、通算親法人が通算子法人の確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、法第 52 条に違反します。
参考法令等	法第 52 条

問 4 - 30	通算法人に事前に通知して帳簿調査を行う場合において、帳簿調査の対象となる事業年度のうちに連結事業年度が含まれているときにおける法第 35 条の規定による意見聴取はどうなりますか。
答	通算事業年度にあつては添付書面を添付した各通算法人の関与税理士等に対して意見聴取が行われ、連結事業年度にあつては添付書面を添付した連結親法人の関与税理士等に対して意見聴取が行われます。
解説	<p>グループ通算制度と連結納税制度における納税義務の違いにより、書面添付制度の取扱いも異なります。</p> <p>グループ通算制度においては、通算親法人と通算子法人のそれぞれに独立した納税義務があるため、それぞれが添付書面の添付された申告書を提出することができます。したがって、通算事業年度については、添付書面を添付した各通算法人の関与税理士</p>

	<p>等に対し、当該添付書面に記載された事項に関して意見を述べる機会が与えられることとなります。</p> <p>一方、連結納税制度においては、連結親法人だけが添付書面の添付された申告書（連結確定申告書）を提出することができるため、連結親法人の関与税理士等に対し、当該添付書面に記載された事項に関して意見を述べる機会が与えられることとなります。</p>
<p>参考法令等</p>	<p>法第 35 条</p>